



奄美市

障害福祉のしおり

令和6年度版

～自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域づくり～



手帳の交付

手当・年金

医療費
助成など

税金・公共
料金の免除

その他の
事項

相談の窓口

障害福祉
サービス



奄美市役所



名瀬総合支所 福祉政策課

笠利総合支所 いきいき健康課

住用総合支所 市民福祉課

TEL : 0997-69-3025

TEL : 0997-63-1111 (内線 3131)

TEL : 0997-69-2111 (内線 2322)

目 次

1.手帳の交付	2
2.手当・年金など	5
3.医療費の助成など	9
4.税金・公共料金の免除など	12
5.その他	15
6.相談の窓口	23
7.障害福祉サービスについて	
• 障害福祉サービスのしくみ	25
• 障害福祉サービス利用の流れ	26
• 障害者へのサービス	27
• 児童へのサービス	29
• その他の障害福祉サービス	30

1 手帳の交付

○ 身体障害者手帳・療育手帳に関する届出

(必要な書類)

	指定医師の診断書	印鑑	写真 たて4cm よこ3cm	以前の手帳	マイナンバー確認書類	届出先
新規	○	○	○	-	○	奄美市
手帳の紛失 破損・汚損	-	-	○	○ 紛失時は不要	○	奄美市
再認定・障害の程度変更 障害部位追加	○	-	○	○	○	奄美市
住所・氏名の変更	-	-	-	○	○	※
死亡 手帳が不要になった	-	-	-	○	○ 死亡時は不要	奄美市

○ 精神保健福祉手帳に関する届出

(必要な書類)

	医師の診断書 または 障害年金の証書	印鑑	写真 たて4cm よこ3cm	以前の手帳	マイナンバー確認書類	届出先
新規	○ 自署の場合は不要	○	-	○	○	奄美市
手帳の紛失 破損・汚損	- 自署の場合は不要	○	-	○ 紛失時は不要	○	奄美市
有効期間の更新	○ 自署の場合は不要	○ 更新の枠がすべて埋まつたら必要	-	○	○	奄美市
住所・氏名の変更	- 自署の場合は不要	-	-	○	○	※
死亡 手帳が不要になった	-	-	-	○	-	奄美市

※ 奄美市から他市町村へ転出する際は、新住所地で住所変更をします。

奄美市内の住所変更は奄美市へ届出をしてください。



手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

料金・公共料金の免除

その他

相談の窓口

障害福祉サービス

1 手帳の交付

障害等級早見表

		年金・手当など					医療費助成など					税金控除・公金の免除など												
	等級	障害年金	特別扶養	障害福祉手当	特別障害福祉手当	養共済扶度	心身障害者扶度	介護人手当	～更立生・育成	～自立支援医療	～精神通院医療	～重度心身障害者扶度	後期高齢者扶度	控除税	所得税・住民税	車取徴税・減免動	自動車税・自免動	割引	バス・船運賃の割引	航空運賃の割引	タクシーや運賃の割引	減免のNHK受信料	携帯電話割引本	
視覚	1	△	○	△	○	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		
	2	△	△		○	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	3	△	△		○							△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	4	△													○	△	○	○	○	○	○	△	○	
	5	△													○		○	○	○	○	○	△	○	
	6	△													○		○	○	○	○	○	○	△	○
聴覚・平衡	2	△	○	△	○	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	3	△	○		○							△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	4	△													○		○	○	○	○	○	○	△	○
	5	△													○		○	○	○	○	○	○	△	○
	6	△													○		○	○	○	○	○	○	△	○
	音言 声語	3	△	○		○			～	～	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
上肢	1	△	○	△	○	△	ペ	ペ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	2	△	○		○	△	一	一	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	3	△	△		○		ジ	ジ	△	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	4	△	△				を	を			○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	5	△					ご	ご			○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	6	△					覧	覧			○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
下肢	1	△	○	△	○	△	く	く	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	2	△	○		○	△	だ	だ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	3	△	△		○		さ	さ	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	4	△	△				い	い	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	5	△					一	一			○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
	6	△									○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
体幹	1	△	○	△	○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	2	△	○		○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	3	△	△		○						△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	4	△										○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	5	△													○	△	○	○	○	○	○	○	△	○
内部	1	△	△	△	○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	2	△	△		○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	3	△	△		○						△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	4	△										○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
療育	A1	△	○	△	○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	A2	△	○		○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	B1	△	△		○						△		○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	B2	△	△		○							○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
精神	1	△	△	△	△	△						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	2	△	△		△							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	3	△	△		△								○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○

表の見方

○…制度の適用あり

△…条件によって適用の場合あり

1 手帳の交付

手帳の交付

手当・年金

医療費の 助成など

税金・公共 料金の免除

その他

相談の窓口

障害福祉
サービス

2 手当・年金など

■ 障害基礎年金・障害厚生年金

問い合わせ先：下記窓口

障害年金は、病気やケガなどの障害によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

※障害年金を受け取るには、申請をして認定を受ける必要があります。過去に国民年金の保険料が未納の場合、受給できないことがあります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

- ・障害基礎年金……市役所 国保年金課国保年金係 TEL:0997-52-1111
- ・障害厚生年金……奄美大島年金事務所 お客様相談室 TEL:0997-52-4341

■ 特別児童扶養手当・児童扶養手当

問い合わせ先：こども未来課 子育てサポート係

※手当を受給するには、申請をして認定を受ける必要があります。

20歳未満（または18歳未満）の児童を監護している世帯で、父母もしくは児童に重度又は中度以上の障害がある場合に支給されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・特別児童扶養手当 児童に重度又は中度以上の障害がある父又は母・児童扶養手当 配偶者に重度の障害がある方
支給額	<ul style="list-style-type: none">・特別児童扶養手当（4月、8月、11月支給） 1級 月額55,350円 2級 月額36,860円・児童扶養手当（奇数の月に支給） 全部支給 月額45,500円 一部支給 月額45,490円～10,740円 第2子加算 月額10,750円～5,380円 第3子以降 月額6,450円～3,230円
支給制限	<ul style="list-style-type: none">・施設入所中の方・所得が一定額以上の場合・公的年金を受けている場合（障害年金を除く）

2 手当・年金など

特別障害者手当・障害児福祉手当

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の重度障害者(児)を対象に支給されます。

※手当を受給するには、申請をして認定を受ける必要があります。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・特別障害者手当 20歳以上で1級・2級程度の障害が重複する在宅の方・障害児福祉手当 20歳未満で1級・2級程度の障害がある在宅の方
支給額	<ul style="list-style-type: none">・特別障害者手当 月額28,840円・障害児福祉手当 月額15,690円 ※R6年4月時点 5月、8月、11月、2月に支給
手続きに必要な物	<ul style="list-style-type: none">・認定請求書（窓口にあります）・手当用診断書・本人名義の通帳・年金受給額を確認できる証書、通帳など
支給制限	<ul style="list-style-type: none">・入所、入院中の方・所得が一定額以上の場合



手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

税金・公共料金の免除

その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

2 手当・年金など

■ 心身障害者扶養共済制度

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

心身障害者を扶養する方（加入者）が生存中に一定額の掛金を払うことによって、加入者が死亡または重度の障害者となった場合、残された心身障害者に終身給付金を支給する制度です。

対象者	下記の方を扶養している64歳までの健康な方 ・身体障害者手帳 1級～3級 ・知的障害 ・精神または身体に永続的な障害のある方で、その程度が上記の者と同程度と認められる方
掛金	加入時の年齢によって掛金の金額が決まります。 (非課税世帯、生活保護受給世帯の方は掛金の減額・免除を受けられる場合があります。)
年金額	・1口加入者 月額20,000円 (年額24万円) ・2口加入者 月額40,000円 (年額48万円) 毎月心身障害者(児)への指定口座に振り込み 本人が年金の管理が困難な場合、代理で年金を管理する年金管理者を立てることも可能です。
申請に必要なもの	・加入申込書 ・住民票の写し(加入者、障害者それぞれ必要です) ・申込者告知書(健康状態を告知する書類です) ・障害の程度を証明する書類(障害者手帳、療育手帳、年金証書など) ・年金管理者指定届書(障害者が年金を管理するのが困難な場合)

2 手当・年金など

■ 介護人手当

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

重度の障害者を介護している方に対し手当を支給します。

※手当を受給するには、申請をして認定を受ける必要があります。



対象者	<p>下記の<u>すべて</u>の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none">① 認定基準に該当する重度の身体障害者または知的障害者を常時介護している方② 6ヶ月以上奄美市に居住し、在宅で介護している方③ 介護保険サービスを利用していない方
助成額	<p>年額45,000円</p> <p>2月に申請していただき、介護状況の調査をし、支給の可否を決定します。</p> <p>決定後、3月に年額をまとめて指定口座へ支給します。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">• 申請書（窓口にあります）• 民生委員の証明

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

料金の免除

その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

3 医療費の助成など



■ **自立支援医療（更生医療）**

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方が、その障害を取り除くための医療（手術・通院）を行う際、医療費の助成を行います。

※医療機関の指定があります。

原則として、負担能力に応じた負担が必要です。また、一定所得以上の方は制度対象外になる場合があります。

対象となる医療	ペースメーカー埋め込み、腎移植、人工透析、人工関節置換術など
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・医師の要否意見書・世帯全員分の保険証

■ **自立支援医療（育成医療）**

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

18才未満の身体に障害がある児童が、その障害を軽減するための医療（手術・通院）を行う際、医療費の助成を行います。

※医療機関の指定があります。

身体障害者手帳を所持していない児童も対象になる場合があります。

原則として、負担能力に応じた負担が必要です。また、一定所得以上の方は制度対象外になる場合があります。

対象となる医療	口腔口蓋裂、脊椎湾曲症など
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・医師の要否意見書・世帯全員分の保険証

3 医療費の助成など

■ **自立支援医療（精神通院）**

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

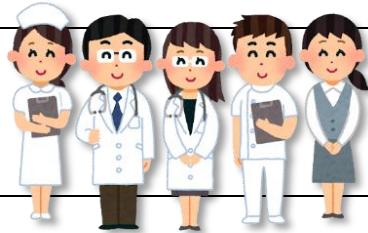
精神疾患で継続的な治療が必要な方の、通院医療費の自己負担額を軽減する制度です。デイケア利用時も適用できます。

※医療機関の指定があります。

精神保健福祉手帳を所持していない方も対象となる場合があります。

原則として、負担能力に応じた負担が必要です。また、一定所得以上の方は制度対象外になる場合があります。

対象となる 医療	統合失調症、気分障害、アルコール依存症、てんかん アルツハイマー型認知症など
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・医師の診断書・世帯全員分の保険証



■ **重度心身障害者医療費助成制度**

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

医療に要した費用のうち、保険適用分の自己負担額を助成します。

入院時の食事代やおむつなど、保険外のものについては対象になりません。

※一定所得以上の方は制度対象外になる場合があります。

対象者	健康保険に加入中で、下記の <u>いずれか</u> に当てはまる方 <ul style="list-style-type: none">① 身体障害者手帳 1級、2級② 療育手帳 A1、A2、A (IQ 35以下)③ 身体障害者手帳 3級かつ 療育手帳 B1 (IQ 50以下)④ 精神保健福祉手帳 1級 (R6年4月から適用) ※通院のみ
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・保険証・印鑑・障害者手帳・預金口座のわかるもの

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

料金・公共の免除

その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

3 医療費の助成など

施設医療

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係



障害者施設の利用者に対し、医療費の一部を公費負担しています。

なお、自己負担分については、別途重度心身障害者医療費助成の対象となる場合があります。

後期高齢者医療制度

問い合わせ先：高齢者福祉課 資格審査係（名瀬）

市民福祉課 国保税務係（住用）

市民課 国民健康保険係（笠利）



65歳～74歳で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度に加入することで、保険料が安くなったり、病院での窓口負担が少なくなったりする場合があります。

対象者	下記の <u>いずれか</u> に当てはまる、65歳～74歳の方 ① 身体障害者手帳 1級、2級、3級 と 4級の一部 ② 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 ③ 療育手帳 A1、A2 ④ 障害年金証書（現に支給されているもの）1級、2級
必要書類	・上記の障害の状態を明らかにする書類（手帳、年金証書など） ・現在加入中の健康保険証 ・預金口座のわかるもの

4 税金・公共料金の免除など

税金の軽減制度

問い合わせ先：下記窓口

障害のある方、扶養している方の経済的負担を軽減するため、下記のような軽減制度があります。

※詳細な内容については各問い合わせ先にお問い合わせください。



種類	内容	問い合わせ先
所得税	本人またはその控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている場合、所得税から障害者控除（障害者控除特別障害者控除、同居の特別障害者に係る特別障害者控除）が受けられます。	税務署
相続税	相続人が障害者であるときに、相続税額から規定の金額が差し引かれます。	
特定障害者に対する贈与税の非課税	一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受託権の価額のうち、規定の金額が控除されます。	信託会社及び 信託業務を営む金融機関・ 税務署
住民税	各障害者控除については所得税に同じです。 また、前年の合計所得が規定以下の場合、非課税になる場合があります。	奄美市役所 (名瀬) 税務課 課税係 (住用) 市民福祉課 国保税務係 (笠利) 市民課 税務係
軽自動車税	障害のある方の通院・通学のために使用される自動車の自動車税、自動車取得税が減免になる場合があります。 原則、障害者本人が所有者となっている自動車で、障害者または、障害者と生計を同一にする者（または常時介護者）が運転する自動車が対象となります。	大島支庁県税課 57-7225
自動車税・自動車取得税		

※要介護認定を受けている方のうち、一定の要件にあてはまる方は「障害者控除対象者認定書」を発行しています。所得税や市県民税の申告をするときに、この認定書を添付して申告すると本人またはその扶養者が控除を受けられる場合があります。詳しくは、高齢者福祉課（資格審査係）まで。

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

税金・公共料金の免除

その他

相談の窓口

障害福祉サービス

4 税金・公共料金の免除など

■ 運賃の割引 うんちん わりびき

問い合わせ先：下記窓口

予約時、乗降時などに手帳を提示することで、本人および付き添いの方の運賃が割引になる場合があります。

種類	内容	問い合わせ先
市内民間バス	運賃の50%割引	バス会社
飛行機	普通運賃の10%～50%程度の割引	各航空会社
フェリー	運賃の50%割引 精神保健福祉手帳は、等級によって割引を受けられる船室等級が異なります。お問い合わせください。	各フェリー会社
タクシー	運賃の10%割引 各会社により実施の有無が異なるため、乗車時にご確認ください。	各タクシー会社

■ NHK放送受信料の減免 ほうそうじゅしんりょう げんめん

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

NHKの放送受信料が全額、または半額免除になる場合があります。
福祉政策課窓口で証明書の発行を受け、NHKへご提出ください。

対象者	・全額免除 障害者のいる世帯全員が市民税非課税
	・半額免除 下記の <u>いずれか</u> に該当する方 ① 視覚障害者、聴覚障害者が世帯主 ② 1～2級の身体障害者手帳、A1～A2の療育手帳 1級の精神保健福祉手帳所持者が世帯主
必要書類	・印鑑 ・手帳



4 税金・公共料金の免除など

携帯電話料金の割引

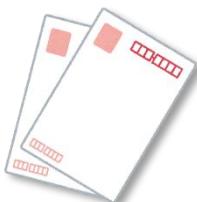


問い合わせ先：各携帯電話会社

手帳を持持していることで、基本料金等の割引を受けられる場合があります。

各携帯電話会社へお問い合わせください。

福祉郵便はがき（青い鳥郵便ハガキ）



問い合わせ先：郵便局

1級、2級の身体障害者手帳またはA1、A2の療育手帳をお持ちの方に対して、青い鳥郵便時ハガキ20枚が無料配布されます。

4月～5月に郵便局で事前申請が必要です。

有料道路通行料金の割引

問い合わせ先：有料道路管理会社

有料道路通行料の割引が受けられます。福祉政策窓口で申請してください。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・障害者本人が運転する場合 身体障害者手帳所持者・同乗する障害者が、下記のいずれかに該当する場合<ul style="list-style-type: none">① 身体障害者手帳 1級、2級② 療育手帳 A1、A2 <p>障害者本人か、生計を同一にする者、または障害者を常時介護している者が所有する自動車が対象です。 営業用、レンタカーは対象外となります。</p>
割引額	50%
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳または療育手帳・運転免許証・車検証



手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

税金・公共料金の免除

その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

5 その他

補装具費の支給

問い合わせ先：福祉政策課障害福祉係

障害者の身体機能の補完、代替するための用具を購入、修理する際の費用を支給します。

対象者	身体障害者手帳（難病患者は特定疾患医療受給者証）を持っていて、医師に補装具の支給が必要と認められた方
補装具の種類	<p>義足、義手、装具、座位保持装置 車椅子、電動車椅子、補聴器 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、歩行器 歩行補助用杖、重度障害者用意思伝達装置</p> <p>※児童のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</p> 
必要書類	<ul style="list-style-type: none">申請書（窓口にあります）医師意見書業者見積書
利用者負担	<p>1割 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は負担なし</p> <p>負担額が37,200円を超えた場合、高額障害福祉サービス費として支給されます。</p>
補装具の対象とならない場合	<ul style="list-style-type: none">治療やりハビリのために使用される装具他の制度によって補装具の支給、修理、貸与が受けられる場合（戦傷病者特別援護法、介護保険法によるレンタル、労働者災害補償保険法、自動車損害賠償保障法など）

5 その他

■ 日常生活用具給付

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

重度障害者・児に対し、日常生活用具を給付します。

小児慢性特定疾病児童への給付については、担当窓口へお問い合わせください。

	品目	対象者	医師 意見書
介護 ・訓練支援用具	特殊寝台	下肢または体幹機能障害2級以上	
	特殊マット	下肢または体幹機能障害1級以上、重度以上の知的障害者	
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害1級で常時介護を要する者	
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上	
	体位変換器	下肢または体幹機能障害2級以上	
	移動用リフト	下肢または体幹機能障害2級以上	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害で入浴に介助を必要とする者	○
	便器	下肢または体幹機能障害2級以上	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害3級以上	
	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害重度以上の知的障害者もしくは精神障害者	○
	特殊便器	上肢障害2級以上または重度以上の知的障害者	
	移動・移乗支援用具	平衡機能障害または下肢もしくは体幹機能障害者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	
	火災警報器	障害2級以上または重度以上の知的障害者	
	自動消火器	障害2級以上または重度以上の知的障害者	
	電磁調理器	視覚障害2級以上または最重度の知的障害者	
	歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害2級以上	
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上	
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者	○
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者	○
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	○
	視覚障害者用体温時計	視覚障害2級以上で原則学齢児以上の者	
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上	

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

税金・公共料金の免除

その他

相談の窓口

障害福祉サービス

5 その他

	品目	対象者	医師 意見書
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害で発声・発語に著しい障害を有する者	○
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上または視覚障害2級以上	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上	
	点字器	視覚障害2級以上	
	点字タイプライタ一	視覚障害2級以上で本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害	○
	盲人用時計	視覚障害2級以上	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	
	人工咽頭	咽頭摘出者	
排泄管理支援用具	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	
	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	○
	紙おむつ等 (紙おむつ・洗腸用具・さらし・ガーゼなど)	ストマ使用が困難な者・高度の排便機能障害・高度の排尿機能障害者・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	○
住宅改修費	収尿器	高度の排尿機能障害者	○
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害または運動機能障害の3級以上 工事を必要とする住宅改修（手すり、スロープの設置など）	○

5 その他

■ 軽度・中等度難聴児補聴器助成

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

手帳の交付にはいたらない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部助成をします。

対象者	下記の <u>すべて</u> に当てはまる18歳未満の方 ① 両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付の対象ではない ② 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師から診断されている
助成費用	補聴器購入費用の3分の2
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・申請書（窓口にあります）・医師意見書・補聴器業者見積書



■ パーキングパーミット制度

問い合わせ先：大島支庁 地域保健福祉課

公共施設や店舗などをさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を利用することができる「利用者証」を交付します。

対象者	下記の <u>いずれか</u> に当てはまる方 ① 身体障害者手帳 1級～6級 (聴覚・音声・言語除く) ※部位によって条件が異なるため 担当窓口へお問い合わせください。 ② 療育手帳 A1、A2 ③ 精神保健福祉手帳 1級 ④ その他、高齢者・難病患者など
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・申請書（大島支庁窓口にあります）・障害の程度を証明する書類



●奄美地区地域自立支援協議会では、障がいのある方や配慮の必要な方のための「おもいやり駐車場」として、駐車場のブルーカラー化を推進しています！

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

料金・公共の免除

その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

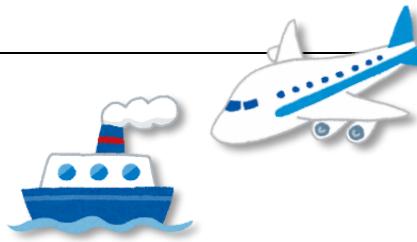
5 その他

■ 心身障害児療育旅費助成

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

心身に障害（それと同程度の疾病）を持つ18歳未満の子が、島内では治療を受けられず島外の病院を受診する際、運賃の一部を助成します。

対象者	島外での治療が必要と認められた18歳未満の心身障害児 または同程度の児童
助成額	奄美一鹿児島間の航空運賃：4分の1 船舶運賃：2分の1（2等） 鹿児島県以外の都道府県の病院を受診された場合も、鹿児島までの運賃が対象になります。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・申請書（窓口にあります）・請求書（窓口にあります）・診療明細・運賃領収書の写し



■ 臓器機能障害者旅費助成

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

島外の医療機関において臓器の移植手術を受ける方に対し、旅費の助成をします。

対象者	下記の <u>いずれか</u> に当てはまる方 <ul style="list-style-type: none">① 1年以上奄美市に在住している臓器移植予定者② ①の方に対し、臓器の提供を行う方（ドナー）
助成対象旅費	<ul style="list-style-type: none">・宿泊費（3泊分まで）、船賃、航空運賃、鉄道運賃 上限総額20万円
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・申請書（窓口にあります）・運賃、宿泊料の領収書・入退院院証明

5 その他

■ 在宅酸素療法者助成

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

在宅で酸素療法を行っている方へ、電気代の一部を助成する制度です。

対象者	下記の <u>すべて</u> に当てはまる方 ① 呼吸機能障害 1～3級 ② 非課税世帯 ③ 在宅で24時間の酸素療法を行っている
助成額	月額2,000円 9月、3月に半年分をまとめて指定口座へ支給します。
申請に必要なもの	・申請書（窓口にあります） ・身体障害者手帳 ・酸素濃縮器の使用がわかる書類

■ 若年末期がん患者に対する療養支援

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

若年末期がん患者に対し、各種サービスを提供します。

対象者	治癒を目的とした治療を行わず、在宅療養を希望する40歳未満の末期がん患者
助成額	補助対象上限 ・0～19才 居宅サービス…50,000円（月額） ・20～39才 居宅サービス・福祉用具貸与…80,000円（月額） 福祉用具購入…50,000円（一人当たり上限）
申請に必要なもの	・申請書（窓口にあります） ・医師の意見書

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

料金の免除 税金・公共

その他

相談の窓口

障害福祉サービス

5 その他

■ **自動車運転免許取得費・改造費の助成**

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

身体障害者手帳を所持する方が就労のために免許を取得する際、また自動車を改造する必要がある際、費用の一部を助成します。

対象者	<p>下記の<u>すべて</u>に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none">• 免許取得費<ul style="list-style-type: none">① 運転免許試験の受験資格を有している② 身体障害者手帳 1級～4級③ 運転免許取得により社会参加が見込まれる• 改造費<ul style="list-style-type: none">① 上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害 1級～2級② 就労等のため自らが使用し、又は運転する自動車の操作装置又は駆動装置等の一部を改造する必要がある
助成額	上限10万円
申請に必要なもの	<p>免許取得、改造の前に申請をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none">• 申請書（窓口にあります）• 改造を行う業者の見積書（改造費のみ）• 改造箇所の図面（改造費のみ）• 運転免許証の写し（改造費のみ） 

■ ヘルプマーク・ヘルプカード

問い合わせ先：福祉政策課 障害福祉係

大島支庁 地域保健福祉課

障害などで困っている人が、周りに支援を求めるためのマーク・カードです。

対象者	ヘルプマーク・ヘルプカードの所持を希望の方 ※障害の有無を問わず、高齢者や妊婦等へも配布できます。
配布に必要なもの	簡単なアンケートを1枚、記入していただきます。 

5 その他

ちゅうしゃきんしじょがいひょうしょう こうふ 駐車禁止除外標章の交付

問い合わせ先：奄美警察署

障害等のある方に対して、公安委員会から駐車禁止除外標章が交付され、駐車禁止等の規制対象から除外されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・視覚障害 1級～4級の1・聴覚障害 2級～3級・平衡機能障害 3級・上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2・下肢不自由 1級～4級・体幹不自由 1級～3級・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害<ul style="list-style-type: none">上肢機能 1級及び2級 (一上肢のみの運動機能障害を除く)移動機能 1級～2級・心臓、じん臓、呼吸器、小腸機能障害 1級及び3級・ぼうこう及び直腸機能障害 1級～4級・免疫、肝臓機能障害 1級～3級・知的障害 A1、A2、A・精神障害 1級・色素性乾皮症（小児慢性特定疾患児手帳を所持）
その他	車両を所有していない方も、交付が受けられます。 タクシーや他者の車両に乗車する場合でも、標章を利用できます。 また、患者輸送車や車椅子移動者も交付の対象になります。
手数料	無料
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児手帳）・申請書（警察署窓口にあります）

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

税金・公共料金の免除

その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

6 相談の窓口

奄美地区障がい者等基幹相談支援センター ぴあリンク奄美 あまみ

障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある方の相談をワンストップで受け付ける窓口です。相談先に迷ったとき、まずはこちらへご相談ください。

開所時間：月曜日～金曜日（土日祝休み）

午前9時～午後5時

費用：無料

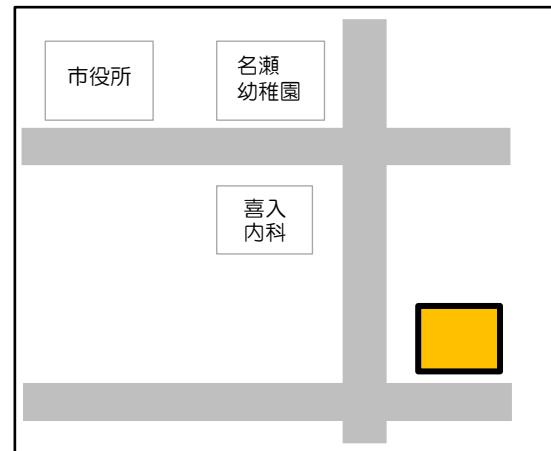
相談方法：電話、訪問、来所

対象者：手帳の有無にかかわらず、身体・知的・発達・精神の障害がある方や、ご家族、関係者

連絡先：0997-69-4061

住所：奄美市名瀬幸町15番3号

ホームページ：<http://www.amami-jiritsu.org/>



ヒアリングループ無償貸出：奄美地区地域自立支援協議会では、イベントや会議等で難聴がある方の聴こえを支援するヒアリングループ（磁気ループによる補聴システム）の無償貸出を行っています。

障害者地域活動支援センター ゆらい

日常生活支援、生活相談、地域活動などを行い、利用者の社会復帰、自立と社会参加の促進を目的とする施設です。相談、施設利用、見学はいつでも可能です。

施設利用：午前9時～午後5時

電話相談：同上

お休み：火曜、日曜、祝日

費用：無料（要登録）

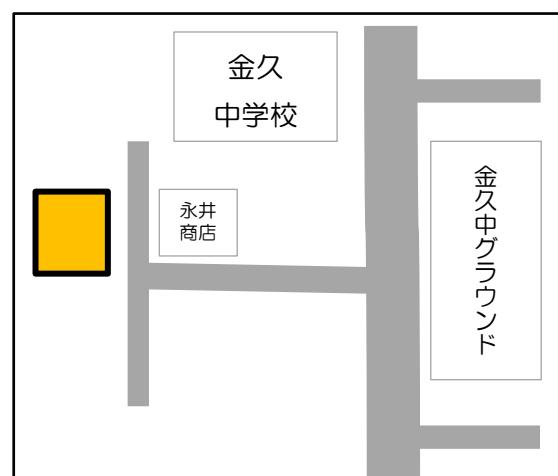
有料で飲み物や浴室、洗濯機の利用ができます。

相談方法：電話、来所

対象者：手帳の有無にかかわらず、身体・知的・発達・精神の障害がある方

連絡先：0997-57-7417

住所：奄美市名瀬塩浜町13番1号



6 相談の窓口

■ あまみ障害者就業・生活支援センター

障害がある方やそのご家族の方の、就職や生活の相談、企業の方からの障害者雇用相談などに応じる相談窓口です。

開所時間：月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

相談方法：電話、訪問、来所

※事前に電話が必要です。

対象者：障害のある方、またはそのご家族、事業主の方など

連絡先：0997-69-3673

住所：奄美市名瀬長浜町5番6号



■ 障害者相談員



障害のある方とその家族の各種相談に応じ、福祉事務所や関係機関と協力し、地域福祉活動を推進しています。
近くにお住まいの相談員までお気軽にご相談ください。

専門	氏名	住所	連絡先
身体（肢体）	里島 光一郎	有屋町	52-3957
身体（聴覚）	中浜 政則	平田町	52-7950 (FAX)
身体（肢体）	前田 守國	石橋町	53-1552
身体（難聴）	大野 歓	大熊町	54-4459 (FAX)
身体（内部）	松岡 うめ子	笠利町	63-1297
身体（肢体）	登尾 誠治	笠利町	63-2645
知的	里 きほの	笠利町	63-2454
知的	松浦 久美子	浦上町	53-4006

手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

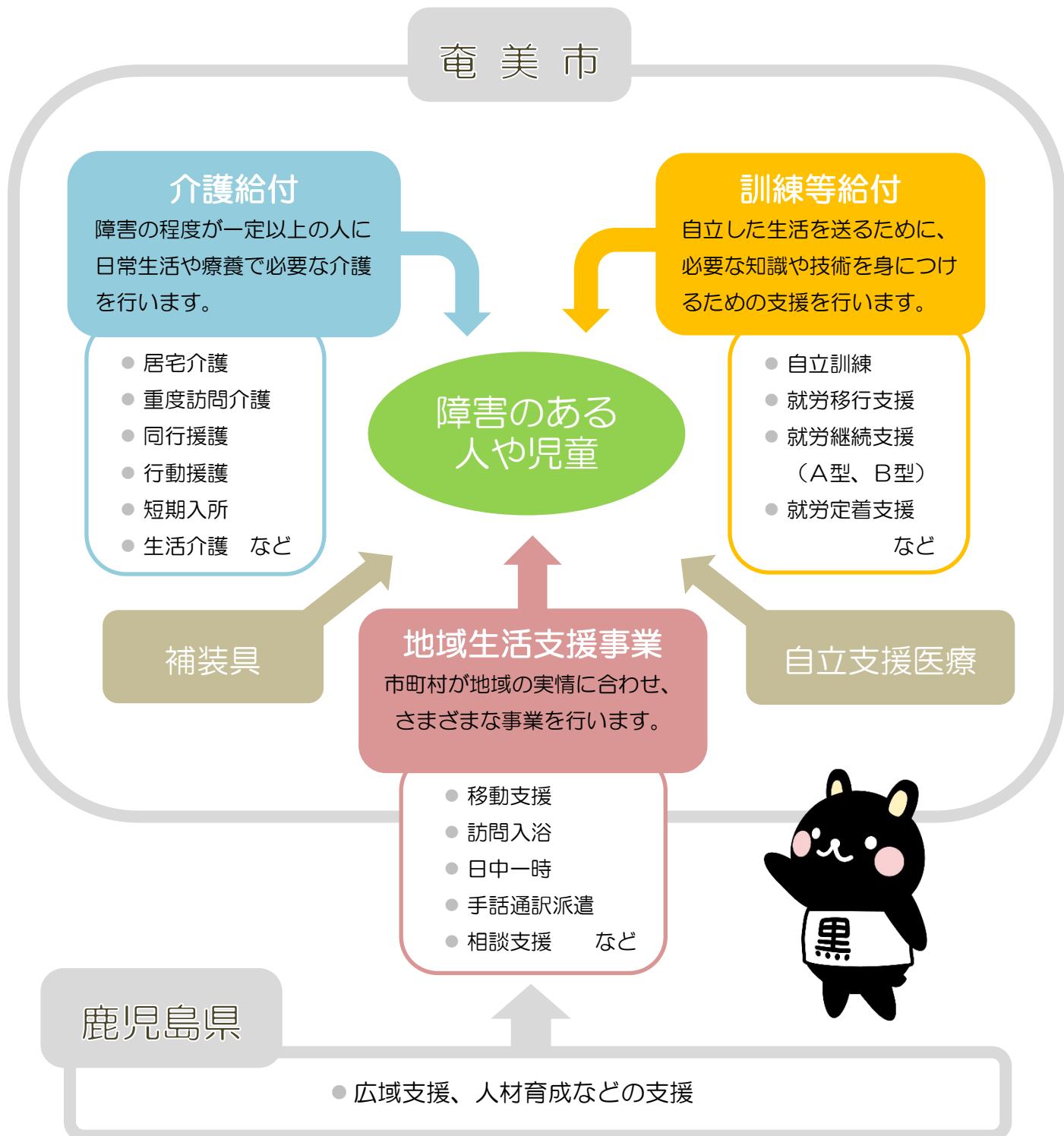
料金の免除 税金・公共

その他

相談の窓口

障害福祉サービス

障害福祉サービスのしくみ



児童福祉法によるサービス

障害のある児童を対象に「児童福祉法」にもとづいて、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。

障害福祉サービス利用の流れ

※一般的な例です。

相談・申請する

市の窓口、または指定特定相談支援事業所に相談をします。



申請に必要なもの

- ・申請書、世帯状況申告書（市役所窓口にあります）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または特定疾患医療受給者証等
- ・所得・課税証明書（申請する日の属する年の1月1日に奄美市に住民登録をしていなかった方のみ）

障害支援区分の認定

※18歳以上の介護給付サービス利用時
ご本人やご家族等と面談し、障害の状況を把握するための調査を行います。
その後市町村の開く審査会で、主治医の意見なども踏まえながら、障害の区分を1～6で認定します。

計画案の作成

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がご本人と面談し、本人の希望や心身の状態から最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、作成したものを市に提出します。

サービスの支給決定・受給者証の交付

提出されたサービス利用計画案や障害支援区分をもとに、市がサービスの決定をします。
支給決定後、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

サービス利用計画の作成

決定した内容をもとに、指定特定相談支援事業所がサービス利用計画書を提出します。

サービスを利用する

サービスを提供する事業所と契約を結び、サービスを利用開始します。
利用開始後、定期的なモニタリングを実施し、サービスが適正に利用されているか確認を行っていきます。



手帳の交付

手当・年金

医療費の助成など

税金・公共料金の免除

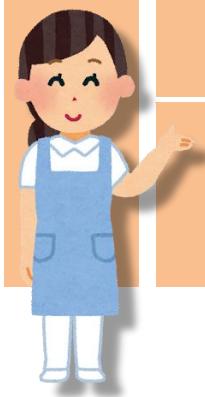
その他の

相談の窓口

障害福祉サービス

障害者へのサービス

介
護
給
付



きょたくかいご 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助）

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者又は精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

どうこうえんご 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

こうどうえんご 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するため必要な支援、外出支援を行います。

じゅうどしょうがいしやとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

りょうようかいご 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

せいかつかいご 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

しせつにゅうしょしえん 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害者へのサービス

訓練等給付

手帳の交付	じりつくんれん 自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
手当・年金	きのうくんれん せいかつくんれん (機能訓練・生活訓練)	知的障害又は精神障害を有する人に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。
医療費の助成など	しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
料金・公共の免除	しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
その他	しゅうろうけいそくしえん 就労継続支援(A型・B型)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
相談の窓口	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グループホーム)	就労支援を受けて一般就労した人が、継続して就労できるよう、必要な相談や指導を受けることができます。
障害福祉サービス	しゅうろうていちやくしえん 就労定着支援	

利用者負担

区分	世帯の収入	上限(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 入所施設利用者およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

児童へのサービス

障害児通所支援

じどうはったつしえん 児童発達支援	就学前の障害のある児童に対して、基本的な日常生活動作の訓練や集団生活への適応訓練を行います。
きょたくほうもんかた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	重度の障害等で外出が困難な児童に対して、自宅に訪問し、基本的な日常生活動作の訓練や集団生活への適応訓練を行います。
いりょうかた 医療型 じどうはったつしえん 児童発達支援	就学前の障害のある児童に対して、基本的な日常生活動作の訓練や集団生活への適応訓練と併せて医療的な支援を行います。
ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域との交流促進などを行います。
ほいくじょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所や幼稚園、小学校等に専門職員が訪問して集団生活への適応に必要な援助を行います。



区分	世帯の収入		上限（月額）
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯	通所施設、ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

その他の障害福祉サービス

地域生活支援事業	いどうしえん 移動支援	一人では外出が困難な方が、社会生活上必要な外出、余暇活動、社会参加のための外出をする際、ガイドヘルパーを派遣します。	手帳の交付
	にっちゅういちじしえん 日中一時支援	心身に障害のある児童及び知的障害のある方が、保護者の病気などのため一時的に介護ができないときに、施設を日帰りで利用できます。	手当・年金
	ほうもんにゅうよく 訪問入浴	自宅や施設の浴槽では入浴が困難な方を対象に、浴槽を搭載した入浴車で家庭を訪問し、入浴サービスを行います。	医療費の助成など
	そうだんしえん 相談支援	障害のある方、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行い、自立に向けて支援します。	税金・公共料金の免除
	コミュニケーション支援 手話通訳・要約筆記	聴覚障害のある方が外出をする際や、その他日常生活上必要な場面で手話通訳や要約筆記を行います。	その他
	じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ 自動車運転免許取得費・ かいぞうひ じょせい 改造費の助成	身体障害者手帳を所持する方が就労のために免許を取得する際、また自動車を改造する必要がある際、費用の一部を助成します。 (P21)	相談窓口
	しゅわほうしいんようせいけんしゅう 手話奉仕員養成研修 こうざ 講座	聴覚障害のある方との交流活動の促進ため、手話奉仕員の養成講座を開催しています。	障害福祉サービス
	にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付	重度障害のある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具等の自立生活支援用具を給付します。 (P16~P17)	



相談支援事業所一覧

奄美市

	事業所名	住所	電話番号
1	地域活動支援センター ゆらい	奄美市名瀬塩浜町13-1	0997-57-7417
2	チャレンジドサポート 奄美	奄美市名瀬小浜町24番8号	0997-69-4545
3	指定特定相談支援事業所 ていだ	奄美市名瀬知名瀬字野口2504番地	0997-54-8011
4	あゆみ	奄美市名瀬浜里町171-1	0997-57-6633
5	のぞみ園	奄美市名瀬和光町41-3	0997-53-1718
6	指定特定相談支援事業所 わかば	奄美市名瀬浦上町56-24	0997-54-1836
7	指定特定相談支援事業所 ひより	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	0997-69-3091
8	奄美市社協指定相談支援事業所	奄美市名瀬長浜町5番6号	0997-52-7601
9	めぐみの園	奄美市名瀬西仲勝965	0997-54-9961
10	相談支援事業所 みのりある	奄美市名瀬長浜町8-16照屋ビル101号	0997-57-1653
11	相談支援事業所 あしたのえがお	奄美市名瀬長浜町14-23-松元1-A	0997-69-4572
12	相談支援事業所 NIJI	奄美市名瀬長浜町25番17号(前田ビル1F)	0997-69-4860

龍郷町

	事業所名	住所	電話番号
1	指定相談支援事業所 星の園	龍郷町赤尾木1356番地	0997-62-3392
2	あまみ相談支援センター	龍郷町大勝578	070-4403-0184
3	聖隸かがやき	龍郷町赤尾木字手広1679-2	0997-69-3522
4	ライフアシスト和月	龍郷町浦字ヲフニ1068-3	0997-69-4763

瀬戸内町

	事業所名	住所	電話番号
1	相談支援センター しゃきょう	瀬戸内町大字古仁屋字船津23番地	0997-72-4144
2	相談支援事業所 いすわん	瀬戸内町阿木名203-5	0997-72-1010
3	つなぐ	瀬戸内町勝能字皆久田原707	0997-76-0280

メモ

